

令和6年9月市議会定例会議案件名

- 議案第53号 白河市印鑑条例の一部を改正する条例
- 議案第54号 白河市霊園条例の一部を改正する条例
- 議案第55号 白河市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第56号 白河市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第57号 白河地方広域市町村圏整備組合理約の変更について
- 議案第58号 福島県後期高齢者医療広域連合理約の変更について
- 議案第59号 令和5年度白河市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第60号 令和5年度白河市水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について
- 議案第61号 令和5年度白河市工業用水道事業会計決算の認定について
- 議案第62号 令和5年度白河市下水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について
- 議案第63号 令和6年度白河市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第64号 令和6年度白河市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第65号 令和6年度白河市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第66号 令和6年度白河市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第67号 令和6年度白河市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第68号 令和6年度白河市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 報告第11号 専決処分の報告について
- 報告第12号 令和5年度白河市継続費精算の報告について
- 報告第13号 令和5年度白河市の健全化判断比率及び資金不足比率について

令和6年9月市議会定例会議案要旨

- 議案第53号 白河市印鑑条例の一部を改正する条例
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、健康保険証の文言を整理するものであります。
- 議案第54号 白河市霊園条例の一部を改正する条例
市内に住所を有しない者が、一般墓所を利用しようとする場合の代理人選定の取扱いを変更するものであります。
- 議案第55号 白河市国民健康保険条例の一部を改正する条例
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、罰則から被保険者証の返還に関する文言を削るなど、所要の改正を行うものであります。
- 議案第56号 白河市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターの職員配置について、柔軟な職員配置を可能とするものであります。
- 議案第57号 白河地方広域市町村圏整備組合理約の変更について
地方自治法第286条第1項の規定に基づく白河地方広域市町村圏整備組合理約の変更に関する協議について、同法第290条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。
- 議案第58号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
地方自治法第291条の3第1項の規定に基づく福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について、同法第291条の11の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。
- 議案第59号 令和5年度白河市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について
令和5年度白河市一般会計及び各特別会計歳入歳出の決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものであります。
- 議案第60号 令和5年度白河市水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について
地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和5年度白河市水道事業会計の決算を議会の認定に付するとともに、同法第32条第2項の規定により、令和5年度白河市水道事業会計の剰余金の処分について議会の議決を求めるものであります。
- 議案第61号 令和5年度白河市工業用水道事業会計決算の認定について
地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和5年度白河市工業用水道事業会計の決算を議会の認定に付するものであります。
- 議案第62号 令和5年度白河市下水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和5年度白河市下水道事業会計の決算を議会の認定に付するとともに、同法第32条第2項の規定により、令和5年度白河市下水道事業会計の剰余金の処分について議会の議決を求めるものであります。

議案第63号 令和6年度白河市一般会計補正予算（第2号）

(1) 歳入歳出予算の補正

歳入歳出補正総額は1,557,081千円増額となり、歳入歳出予算総額は33,727,733千円となりました。

款別補正の内訳は、次のとおりであります。

歳入については、地方特例交付金2,328千円、国庫支出金4,918千円、県支出金8,065千円、繰入金1,216千円、繰越金1,652,864千円、諸収入96,579千円、市債158,100千円をそれぞれ増額補正し、地方交付税366,989千円を減額補正するものであります。

歳出については、議会費3千円、総務費844,390千円、民生費150,033千円、衛生費198,543千円、農林水産業費144,952千円、商工費86,268千円、土木費139,900千円をそれぞれ増額補正し、教育費7,008千円を減額補正するものであります。

歳出補正の主なものは、次のとおりであります。

財政調整基金積立金	586,345千円
減債基金積立金	210,000千円
公共交通対策費	3,858千円
予防接種事業	201,810千円
農業用施設維持管理事業	86,100千円
緊急自然災害防止対策事業（農業用施設）	25,000千円
農業用施設整備“結”支援事業	22,700千円
農業振興対策事業	7,700千円
ふるさと融資事業	82,000千円
大河ドラマ「べらぼう」連携事業	5,787千円
道路改良事業（交付金）	56,400千円
安全安心な生活道路河川保全事業（道路）	30,000千円
道路維持管理事業	24,177千円
小峰城史跡整備事業	13,497千円

(2) 地方債の補正

事業の追加及び変更に伴い、地方債の追加及び限度額の変更をするものであります。

議案第64号 令和6年度白河市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出補正総額は740千円減額となり、歳入歳出予算総額は5,

561, 827千円となりました。

款別補正の歳入については、繰越金77,501千円を増額補正し、繰入金78,241千円を減額補正するものであります。

歳出については、保健事業費490千円、諸支出金267千円をそれぞれ増額補正し、総務費597千円、国民健康保険事業費納付金900千円をそれぞれ減額補正するものであります。

議案第65号 令和6年度白河市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出補正総額は3,827千円増額となり、歳入歳出予算総額は760,374千円となりました。

款別補正の歳入については、繰入金64千円、繰越金3,763千円をそれぞれ増額補正するものであります。

歳出については、総務費64千円、後期高齢者医療広域連合納付金3,763千円をそれぞれ増額補正するものであります。

議案第66号 令和6年度白河市介護保険特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出補正総額は248,431千円増額となり、歳入歳出予算総額は6,253,862千円となりました。

款別補正の歳入については、国庫支出金1,273千円、県支出金655千円、繰入金2,303千円、繰越金244,200千円をそれぞれ増額補正するものであります。

歳出については、総務費1,314千円、地域支援事業費3,097千円、基金積立金115,051千円、諸支出金128,969千円をそれぞれ増額補正するものであります。

議案第67号 令和6年度白河市水道事業会計補正予算（第1号）

(1) 業務の予定量の補正

主な建設事業の概要、改良費を837,939千円に改めるものであります。

(2) 収益的収入の補正

営業外収益393千円を増額補正し、その総額として水道事業収益1,270,647千円を予定するものであります。

(3) 収益的支出の補正

営業費用3,370千円を増額補正し、その総額として水道事業費用1,244,448千円を予定するものであります。

(4) 資本的収入の補正

他会計補助金740千円を増額補正し、その総額として資本的収入401,091千円を予定するものであります。

(5) 資本的支出の補正

建設改良費597千円、返還金553千円をそれぞれ増額補正し、その総額として資本的支出1,124,069千円を予定するものであります。

(6) 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正

予算に定めた職員給与費を128,018千円に改めるものであります。

(7) 他会計からの補助金の補正

予算に定めた一般会計からの補助金を28,026千円、下水道事業会計からの補助金を5,315千円にそれぞれ改めるものであります。

議案第68号 令和6年度白河市下水道事業会計補正予算(第1号)

(1) 収益的収入の補正

営業外収益1,291千円を増額補正し、その総額として下水道事業収益2,451,157千円を予定するものであります。

(2) 収益的支出の補正

営業費用1,291千円を増額補正し、その総額として下水道事業費用2,451,157千円を予定するものであります。

(3) 資本的収入の補正

他会計補助金2,395千円を減額補正し、その総額として資本的収入1,441,786千円を予定するものであります。

(4) 資本的支出の補正

建設改良費2,395千円を減額補正し、その総額として資本的支出1,571,525千円を予定するものであります。

(5) 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正

予算に定めた職員給与費を91,575千円に改めるものであります。

(6) 他会計からの補助金の補正

予算に定めた一般会計からの補助金を1,325,089千円に改めるものであります。

報告第11号 専決処分の報告について

市有地の管理瑕疵に伴う事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

報告第12号 令和5年度白河市継続費精算の報告について

白河第二中学校建設事業の継続費に係る継続年度が終了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費の精算について議会に報告するものであります。

報告第13号 令和5年度白河市の健全化判断比率及び資金不足比率について

令和5年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、議会に報告するものであります。